

第1章 農業振興計画改定の目的

1 改定の目的

本市の農業は、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び瀬音の湯物産販売所「朝露」を中心に、市内で生産された新鮮で安心・安全な農畜産物を市民等に供給する「地産地消型」農業を展開しています。

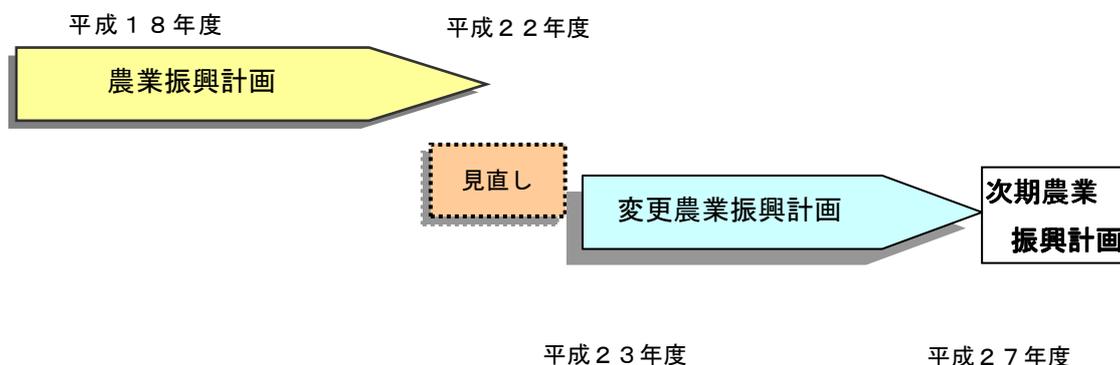
農地は、市民生活に潤いや安らぎを与えるなど、「まちづくり」に大切な役割を持っていますが、農業従事者の高齢化・従事者不足から農地の減少とともに、遊休農地（耕作放棄地）などの問題も抱えています。

このような中で、地産地消を更に推進するためには、市民が農業に対する理解を深めること、消費者との信頼関係を築き上げることなどにより、農業者と消費者が一体となってあきる野農業を推進する必要があります。

更に、国や東京都の動向を踏まえ、施策の体系を見直し、市民との協働により「明日の笑顔が見えるあきる野農業」を築き上げていくために、「あきる野市農業振興計画」の改定を行いました。

2 計画の期間

本計画は、農家、農地の減少や食の安心・安全など農業を取り巻く状況が変化しておりますので、平成18年5月に策定した本計画を見直し、平成23年度（2011年）から平成27年度（2015年）までの5年間のあきる野市の農業振興の指針とするとともに、今後の5年間に重点的に取り組む施策を明らかにしています。



3 計画の位置付け

あきる野市農業振興計画は、次に示すとおり、国、東京都及び市の農業振興に関連する各種計画を踏まえ、効果的で効率的な施策の展開を図っていくこととします。

(1) 食料・農業・農村基本法との関係

食料・農業・農村基本法は、国の責務（第7条）、地方公共団体の責務（第8条）を明確にするとともに、都市と農村の交流等（第36条第2項）について国の責務を明確にしています。

あきる野市農業振興計画は、この法律及び国の基本計画（食料・農業・農村基本計画）に沿って、あきる野農業の振興を図るとともに、あきる野の地域特性を活かした農業を推進します。

(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

「農業経営基盤強化促進法」の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想として策定し、農業者の農業経営改善計画の策定と支援による認定農業者の認定と農用地の利用集積等を促進します。

(3) 「東京都農業振興プラン」・「東京都農業振興基本方針」

東京都では、平成13年12月に「東京都農業振興プラン」を策定し、平成18年6月に中間評価を踏まえて、新たな農業振興プランを策定しました。このプランは、東京農業の可能性を切り拓き、魅力ある産業としての東京農業を振興する方向を明らかにし、今後の施策展開を示しています。

また、平成22年3月には「東京都農業振興基本方針」を改正し、「農業振興及び地域の活性化を図るための指針」と位置付け、都が目指す農業振興の方向性を明らかにしています。

あきる野市農業振興計画は、東京都のプラン及び東京都農業振興基本方針と整合を図りながら、都市農業を推進していきます。

(4) 「あきる野市総合計画 後期基本計画」

あきる野市総合計画は、「人と緑の新創造都市」を将来都市像とし、基本方針の1つである「消費者志向に合わせた都市型農業の推進」を図るため、「生産環境の整備」、「多様な農業者の育成・確保」、「魅力ある農業経営の確立」を施策として掲げています。

あきる野市農業振興計画は、これらの施策に対する具体的な取組を明らかにし、あきる野農業の振興を推進していきます。

あきる野市農業振興計画の位置付け

